

太地漁港（和歌山県太地町）

●地域の特徴

太地町は、大型定置網や捕鯨を中心とした漁業を基幹産業とする紀伊半島突端の1町1漁協1漁港の小規模な町である。古式捕鯨発祥の地と言われ、現在も、基地式捕鯨や小型鯨類追い込み漁等が盛んで、“くじらの町”として知られる。町では、漁協や町立くじらの博物館等と協働して、くじらのまちづくりを積極的に推進しており、町内森浦湾奥（漁港区域外）では“森浦湾くじらの海”がくじらのまちづくりの中核として機能している。

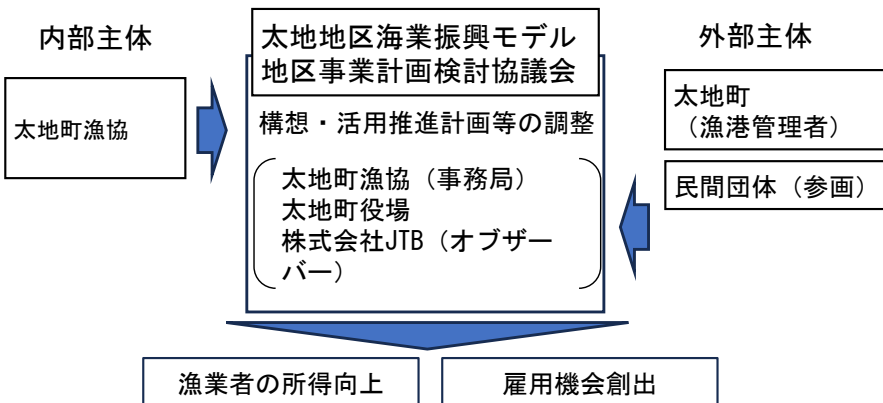
●取組に至った背景

漁業は、大型定置、捕鯨の他、小型漁船漁業が営まれるが、沿岸漁場や資源状況の悪化、漁業者の減少・高齢化、漁獲量・金額の頭打ち傾向に歯止めがかかっていない。そのため、漁協では、沿岸漁業振興を基本としながら、自営スーパーや道の駅の委託運営、森浦湾シーカヤック事業他既存の取組に加え、太地漁港を起点とした定置体験、捕鯨船見学、市場見学（既存の森浦湾体験活動との連携を想定）など海業事業の拡充を検討し、漁協経営基盤の強化、漁業者等の所得向上と雇用機会の確保、地域内の交流人口拡大を通じた地域振興を目指すこととしている。

●取組の概要

- ・活用類型：漁業体験・観光／朝市
- ・立地特性：地方・過疎地
- ・施設の状況：既存施設の高度利用
- ・活用施設：岸壁、環境整備施設、漁港関連施設
- ・取組内容：定置網体験プログラム、休漁期における捕鯨船見学、市場見学、朝市の開催

●実施体制



●活用推進計画の概要

- ・計画策定（予定）日：令和9年度以降（予定）
- ・実施（予定）期間：令和9年度以降（予定）
- ・漁港管理者：太地町
- ・事業目的：交流促進
- ・事業概要：環境整備施設、漁港関連通路、岸壁を活用し、定置網体験プログラム・捕鯨船見学・市場見学や朝市等を既存の海業事業と連携して管理・運営

位置図



太地漁港



定置網見学



捕鯨船見学



期待される成果・効果（体験交流・町内宿泊促進）

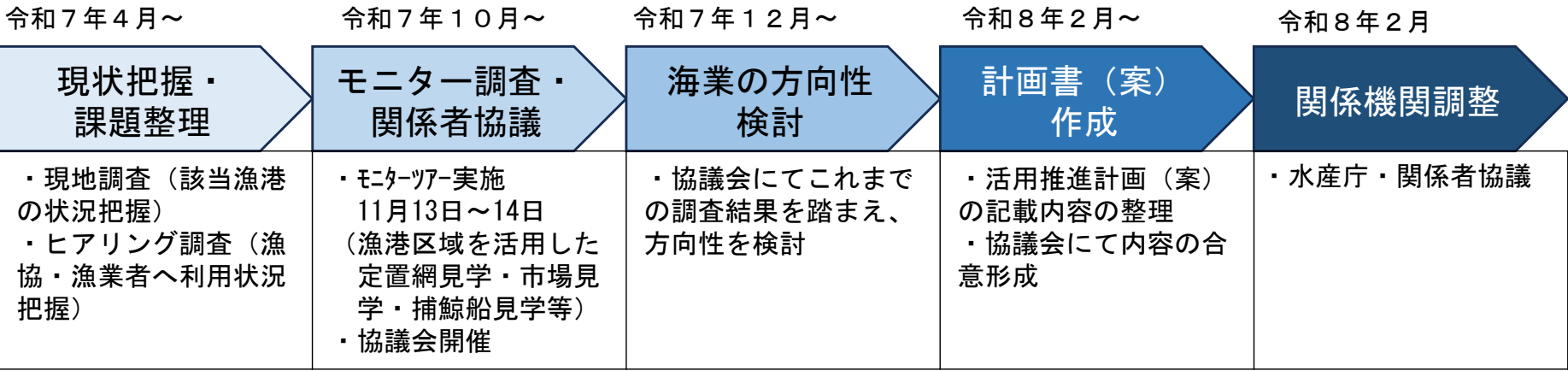
- （定量的効果）
 - ・年間100人程度（1泊2日体験ツアー想定）の新たな海業利用者の増加を見込む[10人/回・月×10月（12月～1月は漁業繁忙期のため実施不可能）]。
 - ・町内宿泊施設利用者が100人・泊／年拡大するとともに、直販・食堂（道の駅たいじ）の立ち寄りをプログラムに加えることで、利用者の100人/年増加が期待される
- （定性的効果）
 - ・域内での水産物消費拡大、観光地として魅力の増大、賑わいの創出

太地漁港（和歌山県太地町）

●参考情報

- ・水産庁 漁港施設等活用事業の推進に関する手引き（案）
- ・先行実施されている漁港における「活用推進計画」や実践内容

●活用推進計画策定のプロセス



計画決定・公表
令和9年度以降

●合意形成・関係者調整

- ・関係者として、太地町漁業協同組合、太地町、民間事業者などの主体が参画した。
- ・令和7年度に2回（10月・3月）の令和7年度太地地区の海業海業立ち上げ支援事業協議会を開催し、継続的な意見交換を実施した。
- ・協議会では、漁港利用状況を把握している太地町漁協と漁港管理者である町産業建設課担当者との意見交換結果を踏まえ、漁港利用のゾーニング案を作成することで、対象用地や岸壁が漁港利用関係者の利用（市場関係者や漁協自営スーパー利用者駐車場）や漁船利用上の状況を整理した。今後の海業利用の状況を見つつ、漁港活用推進計画のあり方については継続して検討している。

●課題（原因分析を含む）及び今後の対応方針

- ・太地町における海業は、道の駅（漁協委託管理）に近接する森浦湾くじらの海（漁港区域外）が中心であり、町内のくじらの博物館やくじら浜公園、くじらと泳げる海水浴場などと連携しながら進められている。一方、漁業体験や市場見学などは漁港での実施が求められるが、適地は本来の漁港利用上も重要な役割を担っているため海業占有区域を設定し難く、社会実験的に行われてきた海業イベントでは占有許可で対応してきた経緯がある。
- ・R8取組促進事業では、漁港用地を活用した朝市の検討を行う予定である。そのため、現状の活用計画の範囲を拡大する可能性がある。また、今年度の立ち上げ支援事業で検討した、定置体験や、市場・捕鯨船見学と組み合わせた「海業のパッケージ」としての販売を想定し、上記内容を踏まえた活用推進計画をR9年度以降の策定を検討している。

●他の漁港管理者へのアドバイス

- ・太地町は漁業が盛んで、漁港も必用十分に利用されており、海業利用適地が本来の漁港利用と競合してしまう現状がある。このような場合は、漁港施設の占有的利用を前提とした活用推進計画がたて難く、漁港における海業が定着・拡充する過渡期においては、時間的、空間的に柔軟な占有許可で対応することも選択肢のひとつである。海業の漁港利用定着時点で、漁港施設利用の再編を含めて改めて活用推進計画を決定する段階的取組もあり得る。